

令和4年度

芦屋の愛護活動



芦屋市立青少年愛護センター

も く じ

■ はじめに	2
■ 市章・芦屋市民憲章	3
■ 児童憲章	4
■ 青少年愛護センターの概要	5
■ 青少年愛護センター運営連絡会 委員名簿／活動組織	7
■ 青少年愛護センターの活動	8
■ 青少年愛護センター事業報告	10
■ 青少年育成愛護委員街頭巡視活動班別集計表	25

参考資料

■ 青少年育成愛護委員活動の手引き	27
■ 芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例	31
■ 芦屋市青少年愛護センター運営連絡会設置規則	32
■ 芦屋市青少年育成愛護委員規則	34
■ 芦屋市青少年育成愛護委員会会則	36
■ 芦屋市青少年育成愛護センター施設案内	37



はじめに

新型コロナウイルス感染症が日本で初めて確認されてから3年余りが経過しました。この間、感染症対策のため、人と人との接触を減らすなど様々な行動制限が強いられてきました。大人もそうですが、子どもたちにとっても、不安なこと、我慢しないといけないこと、沢山あったと思います。

そのような中でも、学校、家庭、地域の皆さまのたゆまぬ努力と取り組みにより、子どもたちの学校教育活動や地域活動が確保されてきました。

コロナ禍にあっても、マスク越しに、にっこり笑顔で挨拶を交わす。笑顔で挨拶ができなくても目と目を合わせて軽く会釈をする。それだけで、多くの子どもたちの緊張がほぐれ、穏やかな気持ちになったことでしょう。

愛護委員の皆さまには、「地域の子どもは地域で育てる」の言葉どおり、年間640回を超える街頭巡視活動をはじめ、日々の活動に取り組み、子どもたちの安全確保と健全育成にご尽力いただきました。改めて感謝申し上げます。

令和5年5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類感染症に移行し、感染対策も大きく変更になりましたが、愛護委員の皆さまには、引き続き、子どもたちの小さな声や小さな不安に耳を傾け、寄り添っていただきますよう、どうかよろしく願いいたします。

令和4年度、青少年問題協議会は、年3回開催し、うち2回はオンラインとの併用で開催しました。会議では、学校運営協議会や保健センターの取り組み、子ども・若者計画等について、活発な協議を行いました。また、若者相談センター「アサガオ」では、不登校、ひきこもりの相談や「キ・テ・ミ・ル・会」「親の会」「連続セミナー」を開催しました。その他にも、中学校卒業後の進路追跡調査を実施しました。

この「芦屋の愛護活動」には、青少年愛護センターの年間報告として、県・阪神間の関係機関との連携状況、青少年に関する相談状況報告、年間の活動状況等を掲載しております。また、本誌には掲載していませんが、愛護委員の皆さまの市内巡視活動等の報告は、芦屋市のホームページに愛護班通信として掲載しております。

愛護活動に関わっていただいている皆さまが、子どもたちやその周辺が少しでもよくなるようにと願いながら、日々の活動に取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げますとともに、今後も変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

芦屋市立青少年愛護センター所長 富田 泰起

I 市章



この市章は、大正 11 年 3 月 31 日、懸賞募集によって制定された精道村章をそのまま引き継いだものです。その由来は、「精道村は、山を負い海に臨む風光明媚の地にして、芦屋・打出・三条・津知の旧 4 カ村から成り、円満、平和にして隆々として発展の勢あり、すなわち山、海、四、円平、旭を図示す」とされています。

昭和 15 年 11 月 10 日	市制施行
昭和 26 年 3 月 3 日 法律第 8 号	芦屋国際文化住宅都市建設法
昭和 37 年 3 月 31 日	安全都市宣言
昭和 39 年 5 月 3 日	芦屋市民憲章
昭和 60 年 10 月 15 日決議	非核平和都市宣言（芦屋市議会決議）
平成 16 年 1 月 1 日	芦屋庭園都市宣言

II 芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。



市木 クロマツ

I わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。

I わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。

I わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。



市花 コバノミツバツツジ

I わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

Ⅲ 児童憲章

1951年（昭和26年）5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

IV 青少年愛護センターの概要

設置年月日	昭和 36 年 11 月 16 日 昭和 49 年 4 月 1 日 青少年愛護センターに改称
設置根拠	芦屋市立少年補導所設置に関する条例 (昭和 36 年 11 月 16 日、芦屋市条例第 24 号) (廃止) 芦屋市立少年補導所の設置および管理に関する条例 (昭和 39 年芦屋市条例第 31 号) (廃止) 芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例 (昭和 49 年 3 月 30 日、芦屋市条例第 9 号)
設置目的	少年の不良化防止し、その健全な育成を図ること (少年補導所条例) 青少年の育成愛護および非行防止の実践活動を推進し、青少年の健全育成を推進する (愛護センター条例)
設置主体	芦屋市
活動区域状況	芦屋市全域 : 東西 2,5 k m 南北 8,3 k m 面積 18,57 k m ² 人口 : 93,596 人 (R4.4.1) 世帯数 : 42,603 世帯 (R4.4.1)
主管部局	市長事務部局 秘書室青少年係 少年補導所 (S36～) 市教委 青少年課 少年補導所 (S39～) 市教委 社会教育統括 少年補導所 (S47～) 市教委 指導部統括 体育青少年課 少年補導所 (S48～) 市教委 指導部統括 体育青少年課 愛護センター (S49～) 市教委 指導部 社会教育課 愛護係 (S51～) 市教委 指導部 愛護センター (S55～) 市教委 社会教育部 体育館・青少年センター愛護センター (S59～) 市教委 社会教育部 青少年愛護センター (H1～)
所在地	芦屋市川西町 15 番 3 号 体育館・青少年センター内 芦屋市南宮町 15 番 9 号 旧打出集会所内 (H8.7.3～H9.9.30) 芦屋市川西町 15 番 3 号 体育館・青少年センター内 (H9.10.1～)

<p>施設</p>	<p>体育館・青少年センターに併設 事務室 1 室（専有面積 36 m²） 平成 8 年 7 月 3 日～旧打出集会所事務室 2 室（専有面積 38 m²） （阪神・淡路大震災関係による仮移転） 平成 9 年 10 月 1 日～体育館・青少年センターに併設 （専有面積 23.52 m²） 平成 28 年 2 月 7 日～体育館・青少年センター3 階移転 （専有面積 29.19 m²）</p>
<p>審議会</p>	<p>芦屋市青少年問題協議会 根拠：「地方青少年問題協議会法」、「芦屋市青少年問題協議会条例」 目的：青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 構成：関係団体の代表者 1 名、学識経験者 2 名、青少年関係団体の代表者 5 名、市民 1 名 関係行政機関の職員 3 名（計 12 名）</p>
<p>運営機構</p>	<p>芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会 根拠：「芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例施行規則」 「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会規則」 目的：青少年愛護センターの運営を効果的に行うため 構成：保護司会代表 民生児童委員協議会代表 警察署生活安全課長 こども・健康部長 学校教育部長 市立幼稚園長代表 小学校長代表 中学校長代表 市立保育所の保育指導担当 育成愛護委員会代表 2 名 学識経験者（計 12 名）</p>
<p>運営機構</p>	<p>芦屋市青少年育成愛護委員・愛護委員会 根拠：「芦屋市青少年育成愛護委員規則」 「芦屋市青少年育成愛護委員会会則」 目的：青少年の非行を防止し、健全育成をはかるとともに、育成愛護活動を推進するため 職務：地域の環境浄化、街頭巡回等による地域青少年の指導、その他育成愛護に必要な業務 組織：市内小・中学校長から推薦を得た P T A、及び愛護協会等関係団体から推薦を得た地域住民で、教育委員会が委嘱した芦屋市青少年育成愛護委員により組織される。なお、委員の相互連絡・連携をはかり、積極的な愛護活動を推進するため芦屋市青少年育成愛護委員会を置く。</p>
<p>職員構成</p>	<p>所長 1 名 所長代理(会計年度任用職員) 1 名 所長補佐 1 名 課員 1 名 会計年度任用職員 2 名</p>

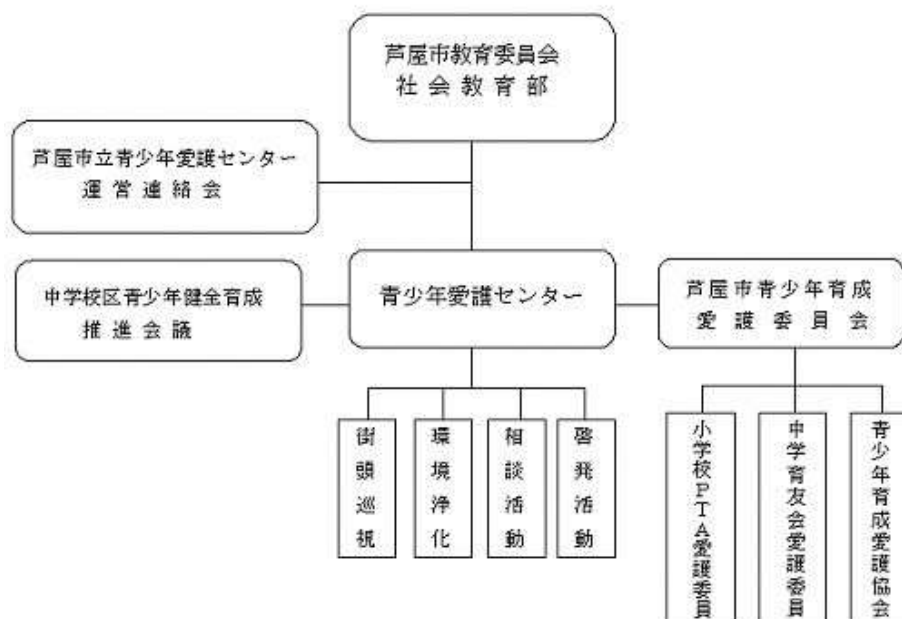
V 令和4年度 芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会 委員名簿

(令和4年10月1日現在)

区分	選出区分	氏名	団体及び役職名
1	学識経験者	渡部 昭男	大阪成蹊大学 教育学部 特別招聘教授
2	芦屋市保護司会代表	松枝 泰生	芦屋市保護司会 副会長
	民生児童委員協議会代表	倉内 弘子	芦屋市民生児童委員協議会 委員
3	芦屋警察署生活安全課長	谷 憲太郎	芦屋警察署生活安全課 課長
4	芦屋市こども・健康部長	中西 勉	芦屋市こども・健康部 部長
5	芦屋市教育委員会学校教育部長	井岡 祥一	芦屋市教育委員会 学校教育部 部長
6	芦屋市立幼稚園長代表	尾崎 綾子	芦屋市立西山幼稚園 園長
	芦屋市立小学校長代表	宮嶋 昭伸	芦屋市立浜風小学校 校長
	芦屋市立中学校長代表	西端 充志	芦屋市立精道中学校 校長
7	芦屋市立保育所保育指導担当	泉 美由紀	芦屋市こども・健康部 西藏こども園 園長
8	芦屋市 青少年育成愛護委員会代表	入江 祝栄	芦屋市青少年育成愛護委員会 会長
		中村 紀子	芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長

VI 活動組織

青少年愛護センターは、教育委員会社会教育部に属しています。啓発活動・相談活動・環境浄化・街頭巡視活動を行なっています。この活動を青少年育成愛護委員、愛護センター運営連絡会、中学校区青少年健全育成推進会議が支えています。



愛護の目

- ・地域の子どもたちは「みんなわが子」として成長を見守り、子どもを信頼して暖かい眼差しで接しましょう。
- ・非行の摘発ではなく、青少年の愛護と健全育成に努めましょう。
- ・事実に基づき子どもの実態を正しく見つめるとともに、どうしたら問題の本当の解決になるか考えましょう。
- ・周りの環境を点検し健全な地域環境を整えましょう。

Ⅶ 青少年愛護センターの活動（コロナ禍で実施できなかった活動を含む）

□育成愛護委員街頭巡視活動

芦屋市青少年育成愛護委員会では、203名の育成愛護委員が小学校区ごとに8班編成で地域の街頭巡視活動を行なっています。育成愛護委員は1人当たり月2回程度の巡視活動を基本とし、日常的に活動を展開しています。

育成愛護委員の活動は、朝の登校時の「あいさつ運動」、登下校時の「見守り活動」、昼間・夜間の「街頭巡視活動」などを行なっています。巡視活動の際に、通学路の安全点検や公園の遊具の点検を兼ねて、クリーン作戦（清掃活動）を行い、地域の環境浄化活動に貢献しています。また、市内のコンビニ、量販店などを訪問し、青少年健全育成のための協力をいただき、PTAと協力して愛護マップの作成も行なっています。

□特別街頭巡視活動

地域の愛護委員がお祭り（打出天神祭、コミスク祭り、サマーカーニバル等）の開催時に会場及び周辺の巡視活動を行なっています。

（今年度は、コロナ禍のため一部のコミスク祭りのみ）

□青色回転灯付防犯パトロール車による子ども見守り巡回パトロール（通称：青パト）

青パトは平成18年2月から実施しています。

当初、青パトは青少年愛護センターに配置されましたが、平成18年3月から市民参画課に所管を変更し、さらに同年4月から防災安全課に引き継がれ、平成28年4月から建設総務課に移行しています。

現在、市職員とシルバー人材センターによるパトロールを含め、毎日3台の青パトが山手、精道、潮見の各中学校区を巡回しています



□環境の浄化活動

兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、青少年にとって良好な環境を整備するために地域・関係機関と連携しながら、市内のコンビニや量販店などを訪問して有害図書の点検を行い、環境浄化活動を実施しています。市民の環境浄化に対する意識を高め、青少年にとってより健全な環境を整える活動を行なっています。

・白ポストの設置

昭和63年、青少年に見せたくない成人向け雑誌、ビデオ、DVDなどを回収するために、市内6か所に「白ポスト」を設置しています。平成22年3月に白ポストの更新に伴いステンレス製の銀色にしていますが「白ポスト」と呼び、毎月定期的に回収をしています。

《 設置場所 》

阪急芦屋川駅北広場・JR芦屋駅北(2Fペデストリアンデッキ内)
JR芦屋駅南・市役所緑地北側・阪神打出駅北側・グルメシティ芦屋浜店東側、合計6か所

・書店、量販店等訪問調査

兵庫県青少年愛護条例に基づき、書店、コンビニ、カラオケボックス、量販店等を訪問し、青少年を取り巻く環境実態調査を行なっています。(令和4年度末現在、芦屋市にレンタルビデオ店、カラオケ店はありません。)



□相談業務

青少年全般の問題について、青少年愛護センターの職員が相談を行っています。

- ・日 時 月曜日から金曜日(祝日は除く) 9:00~17:00
- ・場 所 芦屋市立青少年愛護センター

□若者相談センター「アサガオ」運営

主に不登校・ひきこもり・ニートに関する相談を電話・面接(予約)等により専門相談員が行っています。また、キ・テ・ミ・ル会や親の会等のピアサポート(月1回)や市民を対象としたセミナーを青少年・体育館(年6回)で行っています。

- ・相談日 火曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00~正午/13:00~16:00
- ・場 所 芦屋市立体育館・青少年センター 3階

□研修会等

講演会、研修会を実施しています。

□子育てに関する機関・団体との協力・連携

生徒指導連絡協議会、要保護児童対策地域協議会、教育相談連絡会、他の機関との連携

□芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議

精道・山手・潮見中学校区ごとに芦屋市中学校区健全育成推進会議を設置しています。小・中学校を中心に、PTA協議会等の関係機関と連携して、各地区の幼児・児童・生徒の健全育成を図るために、地域交流事業と全体での「合同研修会」を実施しています。

□芦屋市青少年問題協議会

青少年問題について、学識経験者、青少年関係団体の代表者、市民、関係行政機関の職員で構成し、青少年の課題を審議しています。

□芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会

芦屋市立青少年愛護センターの運営及び連絡の適正を図るため、学識経験者、青少年関係団体の代表者（市民団体を含む）、関係行政機関の職員で構成し、センターの事業や青少年問題解決に係る支援に関すること等を協議しています。

VIII 令和4年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告

1 行事の経過

(1) 芦屋市立青少年愛護センター関係の行事

期日	事業名	開催場所	区分
4月13日	青少年補導センター連絡会議（県青少年課）	<神戸市> 兵庫県民会館	兵庫県
5月6日	兵庫県青少年補導センター連絡協議会 総会 第1回所長会・兵庫県青少年補導委員連合会総会	<三木市> 三木市立三木南交流センター	兵庫県
6月3日	兵庫県青少年補導センター連絡協議会 第2回所長会	<加西市> 加西市健康福祉会館	兵庫県
6月10日	第1回阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員 会・総会	<宝塚市> 宝塚市立教育総合センター	兵庫県 (阪神地区)
6月10日	第67回阪神地区青少年補導センター連絡会(所長会)	<宝塚市> 宝塚市立教育総合センター	兵庫県 (阪神地区)
6月23日	第1回芦屋市立山手中学校区青少年健全育成推 進会議 役員会	<芦屋市> 山手中学校	市教育委員会
6月24日	第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	<芦屋市> 市役所分庁舎	市附属機関 (審議会)
6月29日	芦屋市要保護児童対策地域協議会(第1回代表 者会議)	<芦屋市> 市役所分庁舎	芦屋市
6月30日	第1回芦屋市立潮見中学校区青少年健全育成推 進会議 役員会	<芦屋市> 潮見中学校	市教育委員会
7月7日	阪神南青少年本部会議・常任委員会	<尼崎市> 尼崎商工会議所	兵庫県 (阪神南)
7月21日	第1回芦屋市青少年問題協議会	<芦屋市> 市役所分庁舎	市附属機関 (審議会)
7月25日	第1回芦屋市立青少年愛護センター運営連絡 会(オンライン併用)	<芦屋市> 市議会事務局第1委員会室	市委員会 (規則設置)

7月29日	兵庫県青少年補導センター連絡協議会 所長1日研修会	<神戸市> 神戸市立青少年育成センター	兵庫県
8月1日	阪神地区青少年補導委員連絡協議会 宝塚大会・研修会 兼 青少年を守り育てる地域フォーラム(阪神北青少年本部、阪神南青少年本部共催)	<宝塚市> 宝塚市立文化施設ソリオホール	兵庫県 (阪神地区)
9月6日	第1回芦屋市立精道中学校区青少年健全育成推進会議 役員会	<芦屋市> 精道中学校	市教育委員会
9月21日	兵庫県青少年補導センター連絡協議会 第3回所長会	<姫路市> 姫路市総合教育センター	兵庫県
10月26日	第55回兵庫県青少年補導委員大会・研修会「加古川大会」	<加古川市> 加古川市民会館	兵庫県
11月11日	第52回近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会並びに研修会(書面開催)	—	兵庫県 (近畿地区)
11月25日	兵庫県青少年補導センター連絡協議会・兵庫県青少年補導委員連合会 所長会長一日研修会	<奈良県> 奈良県立精華学院	兵庫県
1月26日	第2回芦屋市青少年問題協議会(オンライン併用)	<芦屋市> 市役所教育委員会室	市附属機関 (審議会)
2月8日	第2回阪神地区青少年補導委員連絡協議会・役員会	<宝塚市> 宝塚市立教育総合センター	兵庫県 (阪神地区)
2月10日	兵庫県青少年補導センター連絡協議会第4回所長会 青少年補導センター所長研修会(県青少年課)	<神戸市> 神戸市立青少年育成センター	兵庫県
2月20日	第2回芦屋市立潮見中学校区青少年健全育成推進会議 役員会	<芦屋市> 潮見中学校	市教育委員会
2月22日	第2回芦屋市立山手中学校区青少年健全育成推進会議役員会	<芦屋市> 山手中学校	市教育委員会
3月1日	第2回芦屋市立精道中学校区青少年健全育成推進会議役員会(書面開催)	—	市教育委員会
3月16日	第2回芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会(オンライン併用)	<芦屋市> 市役所教育委員会室	市委員会 (規則設置)
3月17日	第3回芦屋市青少年問題協議会(オンライン併用)	<芦屋市> 市役所教育委員会室	市附属機関 (審議会)

(2) 芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議関係の行事

① 中学校区青少年健全育成推進会議

3中学校区(精道中学校区、山手中学校区、潮見中学校区)に分かれ、芦屋市立各幼小中学校、PTA(育友会)が校区ごとに情報交換を行いました。

② 中学校区青少年健全育成推進会議(小中交流事業)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年行っていた活動が中止となった校区もあり、芦屋市立各小中学校とPTA(育友会)との情報交換を行い、健全育成活動を推進しました。

(3) 芦屋市青少年育成愛護委員会関係の行事

期日	事業名	開催場所	区分
4月22日	第1回消費者教育推進地域協議会	<芦屋市> 男女共同参画センター	市附属機関 (審議会)
5月6日	兵庫県青少年補導委員連合会 総会	<三木市> 三木市立三木南交流センター	兵庫県
5月20日	兵庫県青少年補導委員連合会 第1回運営委員会	<宝塚市> 宝塚市立教育総合センター	兵庫県
6月2日	芦屋市青少年育成愛護委員会 委嘱式・総会・研修会	<芦屋市> 芦屋市民センター401室	育成愛護委員会
6月10日	第1回阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会・総会	<宝塚市> 宝塚市立教育総合センター	兵庫県 (阪神地区)
6月23日	第1回芦屋市立山手中学校区青少年健全育成推進会議役員会	<芦屋市> 山手中学校	市教育委員会
6月24日	第79回芦屋警察署協議会	<芦屋市> 芦屋警察署	芦屋警察署
6月24日	第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 (オンライン併用)	<芦屋市> 東館3階中会議室	市附属機関 (審議会)
6月30日	第1回芦屋市立潮見中学校区青少年健全育成推進会議役員会	<芦屋市> 潮見中学校	市教育委員会
7月7日	阪神南青少年本部会議・常任委員会	<尼崎市> 尼崎商工会議所	兵庫県
7月14日	社会を明るくする運動	<芦屋市> 芦屋市民センター301室	芦屋市実行委員会
7月21日	第1回芦屋市青少年問題協議会	<芦屋市> 男女共同参画センター	市附属機関 (審議会)
7月22日	第1回芦屋市放課後子どもプラン運営委員会	<芦屋市> 男女共同参画センター	市附属機関 (審議会)
7月25日	第1回芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会 (オンライン併用)	<芦屋市> 市議会事務局第1委員会室	市委員会 (規則設置)
8月1日	阪神地区青少年補導委員連絡協議会 宝塚大会・研修会 兼 青少年を守り育てる地域フォーラム(阪神北青少年本部、阪神南青少年本部共催)	<宝塚市> 宝塚市立文化施設ソリオホール	兵庫県 (阪神地区)
8月4日	第17回教育トーク	山手中学校 潮見中学校 精道中学校	市教育委員会
8月24日	兵庫県青少年補導委員連合会 第2回運営委員会	<川西市> キセラ川西プラザ	兵庫県
9月26日	青少年育成愛護委員会研修会 「GIGA スクール構想と Zoom の使い方講座」	<芦屋市> 体育館・青少年センター	育成愛護委員会
9月30日	第80回芦屋警察署協議会	<芦屋市> 芦屋警察署	芦屋警察署

10月14日	第2回消費者教育推進地域協議会	<芦屋市> 男女共同参画センター	市附属機関 (審議会)
10月26日	第55回兵庫県青少年補導委員大会・研修会「加古川大会」	<加古川市> 加古川市民会館	兵庫県
11月24日	第42回芦屋市青少年育成愛護大会(愛護協会共催) 49名参加	<芦屋市> 体育館・青少年センター	育成愛護委員会 育成愛護協会
11月25日	兵庫県青少年補導センター連絡協議会・兵庫県青少年補導委員連合会 所長会長一日研修会	<奈良県> 奈良県立精華学院	兵庫県
11月29日	第81回芦屋警察署協議会	<芦屋市> 芦屋警察署	芦屋警察署
12月13日	社会を明るくする運動学習会	<芦屋市> ラポルテホール	芦屋市実行委員会
12月19日	阪神南3市合同補導研修会・勉強会	<西宮市> 西宮市役所	兵庫県 (阪神地区)
1月26日	第2回芦屋市青少年問題協議会 (オンライン併用)	<芦屋市> 市役所教育委員会室	市附属機関 (審議会)
1月30日	令和5年芦屋警察署術科始め式	<芦屋市> 芦屋警察署道場	芦屋警察署
2月1日	社会を明るくする運動関連事業公開ケース研究会	<芦屋市> リードあしや	育成愛護協会
2月3日	兵庫県青少年補導委員連合会 第2回 理事会(会長会)	<伊丹市> 伊丹市立総合教育センター	兵庫県
2月6日	第2回芦屋市放課後子どもプラン運営委員会	<芦屋市> 市役所教育委員会室	市附属機関 (審議会)
2月8日	第2回阪神地区青少年補導委員連絡協議会・役員会	<宝塚市> 宝塚市立教育総合センター	兵庫県 (阪神地区)
2月16日	芦屋市生活安全推進連絡会子ども分科会	<芦屋市> 市役所東館小会議室	芦屋市
2月22日	第81回芦屋警察署協議会	<芦屋市> 芦屋警察署	芦屋警察署
3月8日	第3回芦屋市生活安全推進連絡会幹事会	<芦屋市> 市役所東館小会議室	芦屋市
3月16日	第2回芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会 (オンライン併用)	<芦屋市> 市役所教育委員会室	市委員会 (規則設置)
3月17日	第3回芦屋市青少年問題協議会 (オンライン併用)	<芦屋市> 市役所教育委員会室	市附属機関 (審議会)

●愛護委員会定例役員会／毎月第4月曜日

(於) 青少年センター 3階「アサガオ」会議室

期 日	内 容
第9回 4月25日	議 題1 令和4年度の総会について 議 題2 議案書について
第10回 5月23日	議 題1 令和4年度の総会について 議 題2 退会者の返却物について
第1回 6月27日	議 題1 GIGA スクール構想と ZOOM の使い方講座（委員研修会）について 議 題2 リーフレットの作成について 議 題3 班で購入した物品や経費の会計処理について
第2回 7月25日	議 題1 GIGA スクール構想と ZOOM の使い方講座（委員研修会）について 議 題2 兵庫県青少年補導委員大会（加古川市）について 議 題3 リーフレットの作成について
第3回 8月22日	議 題1 委員研修会について 議 題2 兵庫県青少年補導委員大会（加古川市）について 議 題3 リーフレットの作成について 議 題4 「愛のまなざし」の原稿
第4回 9月26日	議 題1 委員研修会について 議 題2 兵庫県青少年補導委員大会（加古川市）について 議 題3 リーフレットの作成について
第5回 10月24日	議 題1 兵庫県青少年補導委員大会（加古川市）について 議 題2 リーフレットの作成について 議 題3 令和4年度青少年を取り巻く環境実態調査への協力依頼について（依頼）
第6回 11月28日	議 題1 リーフレットの作成について
第7回 1月23日	議 題1 リーフレット（絆創膏）の作成と配布方法について
第8回 2月27日	議 題1 総会について 議 題2 登下校見守りの実態調査について
第9回 3月27日	議 題1 活動費の新しい取り扱いについての周知状況再確認 議 題2 総会について

ア 街頭巡視以外の愛護委員の活動

市内幼稚園、保育所、こども園へ訪園・挨拶と愛護活動の紹介

- 1 学期訪問先：(市立) 宮川幼稚園、
 - 2 学期訪問先：(市立) 小槌幼稚園、西山幼稚園
 - 3 学期訪問先：(市立) 潮見幼稚園、岩園幼稚園、岩園保育所、緑保育所、精道こども園
- 配布先 (市立) 西蔵こども園

イ 阪神南三市合同広域補導（尼崎・西宮・芦屋）は、西宮市で合同研修会・勉強会が開催されました。

(4) 芦屋市青少年育成愛護協会関係の行事

期 日	事 業 名	開催場所
5月26日	芦屋市青少年育成愛護協会総会 芦屋市青少年育成愛護協会研修会	体育館・青少年センター
11月24日	第42回青少年育成愛護大会（愛護委員会共催）49名参加	体育館・青少年センター
2月26日	子どもと話そう！（子ども会議）	オンライン

●定例理事会／毎月第3月曜日（8月を除く）

（於）青少年センター 3階「アサガオ」会議室

期 日	内 容
4月18日	議 題1 総会の内容について
5月16日	議 題1 総会の内容について 議 題2 総会の出欠状況と準備物の確認
第1回 6月20日	議 題1 子ども会議・施設見学について 議 題2 愛護大会について
第2回 7月27日	議 題1 子ども会議・施設見学について 議 題2 愛護大会について
第3回 8月22日	議 題1 子ども会議・施設見学について 議 題2 愛護大会について
第4回 9月26日	議 題1 子ども会議・施設見学について 議 題2 愛護大会について（公園紹介の進捗状況）
第5回 10月17日	議 題1 子ども会議・施設見学について（司会者の決定） 議 題2 愛護大会について（当日の役割分担確認）
第6回 11月21日	議 題1 愛護大会について 議 題2 子ども会議・施設見学について
第7回 12月19日	議 題1 愛護大会の報告 議 題2 「子どもと話そう！」（子ども会議）の担当割について
第8回 1月23日	議 題1 「子どもと話そう！」タイムスケジュール・担当割について 議 題2 総会の開催時期や愛護大会について
第9回 2月20日	議 題1 「子どもと話そう！」タイムスケジュール・担当割について 議 題2 来年度の協会員の愛護委員への推薦について 議 題3 総会について
第10回 3月20日	議 題1 来年度の協会員の愛護委員への推薦について 議 題2 会費について 議 題3 総会について

2 愛護活動

(1) 市内パトロールについて

青色回転灯防犯パトロール車による下校時の安全パトロール（山手中学校区）

青少年愛護センター（月・金）教育委員会事務局（火～木）が担当、巡回を実施。主に小学校1年生、2年生の下校時間に合わせパトロール活動をしています。育成愛護委員や保護者の方、自治会の方も見守りを行っており、楽しく下校する子ども達の姿を見ることができます。育成愛護委員は登下校の見守りの他に、通学路の安全確認、公園の見回り、夜間のパトロール、地域での環境浄化活動など、幅広い活動を行っています。

(2) 青少年育成愛護委員会の活動

ア 各班別班集会 8班（各小学校区）／月1回実施

イ 青少年育成愛護委員役員会（班長会）／月1回実施

ウ 街頭巡視活動／各班委員1人あたり概ね月2回（夜間パトロール含む）

育成愛護委員は登下校の見守りの他に、通学路の安全確認、公園の見回り、夜間のパトロール、地域での環境浄化活動など、幅広い活動を行っています。

実施回数 648回

延べ参加人数 3,812人

エ 青少年育成愛護委員会研修会

オ 三市合同パトロール（尼崎市、西宮市、芦屋市）（中止）※西宮市で合同研修会・勉強会

カ 青少年育成愛護委員会研修会

キ 第55回兵庫県青少年補導委員大会・研修会「加古川大会」

ク 阪神地区青少年補導委員連絡協議会 宝塚大会・研修会

(3) 特別街頭巡視活動

コムスク夏祭りの巡視（開催された所のみ）

3 広報・啓発活動

(1) 「愛護班通信」の発行

月1回

育成愛護委員さんからいただいた活動報告を編集し、「愛護班通信」を毎月発行しています。子ども達の様子を見て感じたことや市内で起きた事を行政でも共有し、役立ててもらうため「愛護班通信」を市の関係部署に配付しています。また、育成愛護委員の活動と青少年愛護センターの活動を広く市民の方に理解をしてもらうために「愛護班通信」を市のホームページに随時掲載しています。

(2) 「愛のまなざし」の発行

年1回

(3) 「芦屋の愛護活動」の発行

年1回

(4) 「青少年健全育成愛護活動」の発行

年1回

(5) 若者相談センター「アサガオ」の啓発カード類の配布

年2回

(6) ネットの危険から子どもを守る等のパンフレット等の配布

随時

(7) ホームページによる青少年健全育成に関する情報の発信

随時

(8) その他啓発ちらし等 配布・掲示

随時

4 相談業務（ひょうごっ子悩み相談）

◎青少年愛護センター相談

- (1) 相談日 月曜から金曜日（祝日・年末年始を除く）
- (2) 受付時間 9:00～17:00
- (3) 内容 青少年全般の問題について
- (4) 場所 芦屋市立青少年愛護センター（芦屋市立体育館・青少年センター 3階）
- (5) 相談受理者 青少年愛護センター職員
- (6) 周知方法 冊子「芦屋市の相談窓口のご案内」に掲載
市ホームページ（青少年愛護センターのコーナーに掲載）
- (7) 電話相談・来所相談（随時）

相談件数

（単位 件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
対面相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

◎若者相談センター「アサガオ」

- (1) 相談日 火曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）
- (2) 受付時間 10:00～12:00／13:00～16:00
- (3) 内容 主に不登校・ひきこもり・ニートに関する相談
- (4) 場所 芦屋市立体育館・青少年センター3階
- (5) 相談受理者 電話・面接（要予約）等により専門相談員が行っています。

ア 相談件数 1,236件

イ 支援対象者数 実人数107人（延べ人数421人）

ウ セミナー テーマ「傾聴スキルが人をつなぐ!!～コミュニケーション力を高める～」
合計64人

第1回 ネガティブからポジティブへの架け橋
－不登校・ひきこもりへの対応－
6月25日（土） 22人

第2回 言葉を変えると心が変わる!?
～あなたのものとのらえ方をちょこっと変えてみませんか～
10月15日（土） 23人

第3回 みんなちがって みんないい!
－自己理解、他者理解を深める－
12月17日（土） 19人

エ 「キ・テ・ミ・ル・会」（毎月 第3土曜日）
相談者が集まり、悩みを共有し課題の解決にあたる共感の場

- (1) 開催回数 12回
- (2) 参加者数 1～5人（各回） 計30人

オ 「親の会」（毎月 第2日曜日）令和4年10月より開催日変更
不登校、ひきこもりの親同士で悩みを共有し支え合う共感の場

- (1) 開催回数 12回
- (2) 参加者数 7～12人（各回） 計105人

若者センター「アサガオ」相談件数

概ね 15 歳～40 歳未満の若者とその家族

令和4年度

相談回数		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数
電話相談	本人	45	10	35	10	54	11	46	7	34	15	48	9
	家族等	11	10	16	5	23	10	27	9	20	13	16	9
面接相談	本人	29	10	21	4	28	6	19	7	11	7	5	3
	家族等	15	14	9	9	15	12	13	11	14	12	14	11
その他	関係機関	6	4	2	1	3	3	9	7	5	5	7	7
	家族等	2	2	0	0	1	1	5	3	3	3	0	0
合計		108	50	83	29	124	43	119	44	87	55	90	39

10月		11月		12月		1月		2月		3月		累計	
回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数
72	12	61	6	71	7	79	5	51	3	55	4	651	99
9	6	18	7	18	5	18	6	16	6	14	6	206	92
4	1	9	2	8	4	3	1	6	2	10	3	153	50
12	9	12	10	13	10	8	7	15	9	17	10	157	124
9	6	3	2	2	1	0	0	3	2	0	0	49	38
0	0	2	2	5	5	1	1	1	1	0	0	20	18
106	34	105	29	117	32	109	20	92	23	96	23	1236	421

コロナ禍以前の平成 30 年の若者相談センター「アサガオ」の相談件数は、次の通りでした。

平成30年度

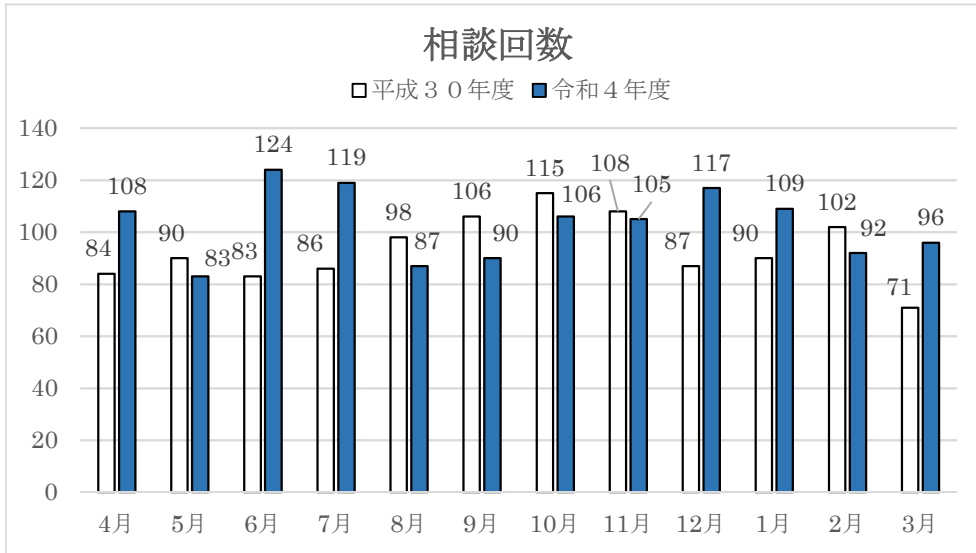
相談回数		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数
電話相談	本人	37	13	37	12	32	8	39	15	57	15	57	12
	家族等	7	5	10	8	13	5	13	7	6	5	16	7
面接相談	本人	18	7	26	8	18	7	20	9	26	8	21	10
	家族等	8	5	6	5	8	5	8	7	7	6	8	6
その他	関係機関	13	6	11	9	12	8	4	3	2	0	4	1
	家族等	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
合計		84	37	90	42	83	33	86	43	98	34	106	36

10月		11月		12月		1月		2月		3月		累計	
回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数	回数	実人数
52	13	44	12	55	21	60	12	63	12	48	10	581	155
21	9	14	10	7	7	8	5	7	3	4	2	126	73
23	6	26	10	18	11	16	11	26	10	10	4	248	101
12	8	14	9	3	3	5	3	4	4	5	4	88	65
7	5	10	9	4	3	1	1	2	2	3	0	73	47
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	3
115	41	108	50	87	45	90	32	102	31	71	20	1120	444

令和4年度と平成30年（コロナ禍以前）の比較

(1) 相談回数 対コロナ禍前（平成30年度）増減率（月別と累計）

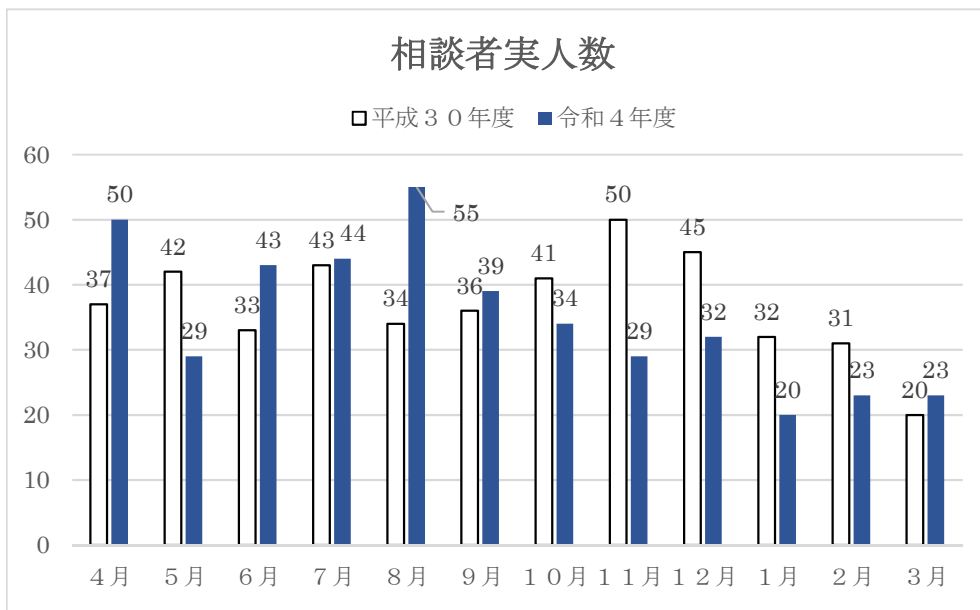
(単位 回)



令和4年度は、6月の相談回数が一番多くなっています。令和4年3月21日にまん延防止等重点措置が解除され、入学、進級、就職等を迎え、生活環境が変わったことが一因と考えられます。令和4年度中は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は発令されませんでした。

(2) 相談者実人数 対コロナ禍前（平成30年度）増減率（月別と累計）

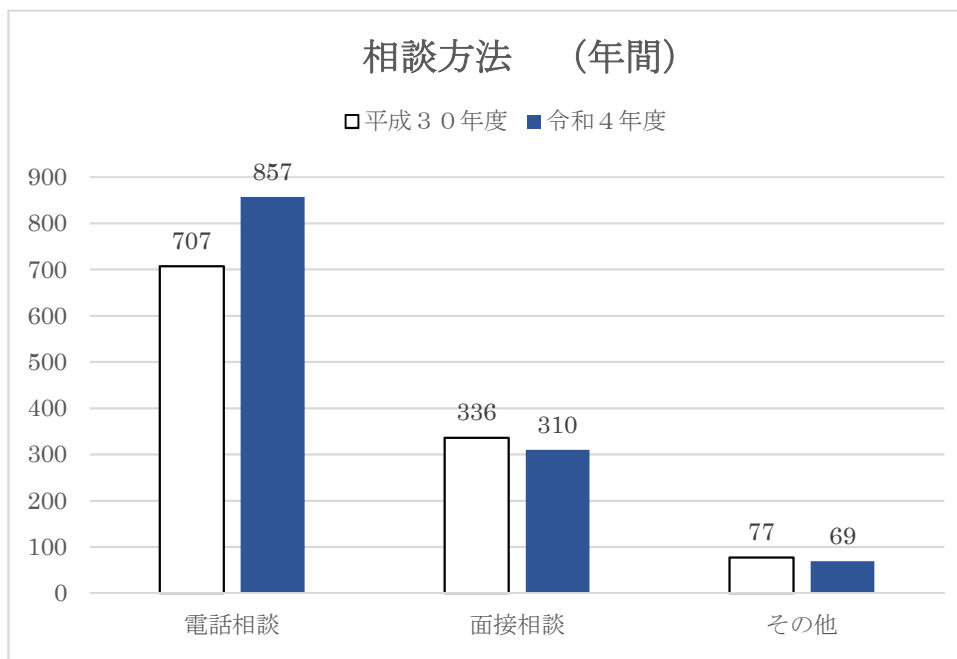
(単位 人)



令和4年度の相談者の実人数が一番多かったのは8月、続いて、4月です。4月は、まん延防止等重点措置解除直後、8月は新型コロナウイルスの変異種デルタ株が猛威を振るっていた頃です。令和5年1～3月になると、相談者の実人数が20人台と減少傾向でしたが、しかし、相談回数が100回を超える月もあり、継続的な悩みをもった相談者、何度も相談を求める相談者が増えたと考えます。

(3) 相談方法別 (電話・面接・その他)

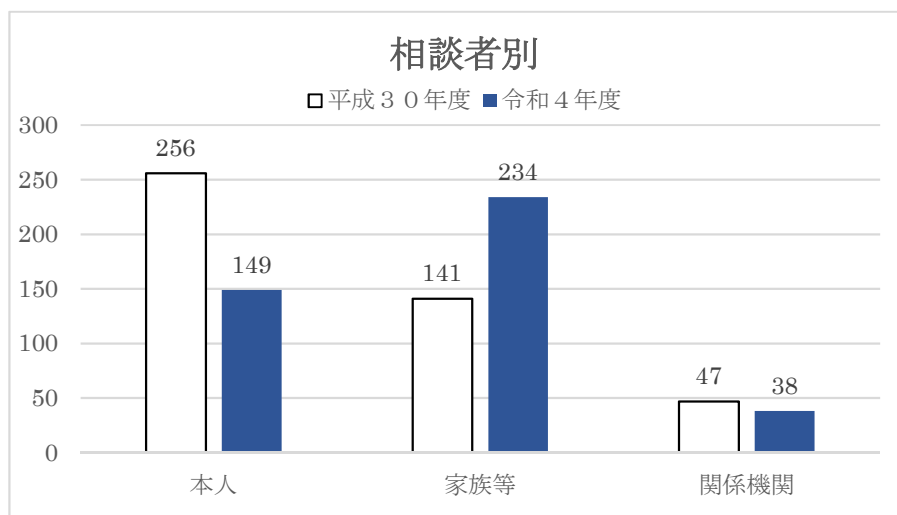
(単位 回)



「その他」は、関係機関（市役所、福祉センター、西宮若者サポートステーション）等の公的機関、不登校生の学校と家族等（同居でない祖父母、おじおば等）からの相談です。

(4) 相談者別 (実人数)

(単位 人)



この表での家族等は、家族と（３）の「同居でない祖父母、おじ、おば等」以外の家族を合わせたもので、本人、関係機関以外の親族です。

令和４年度は、本人からの相談よりも家族からの相談が増えています。これは、コロナ禍で様子が変わった青少年を家族が心配して電話相談を求めるケースが増えたと考えます。

（５）相談内容別（回数）

※同一相談者による同一項目の継続した相談回数を含む。

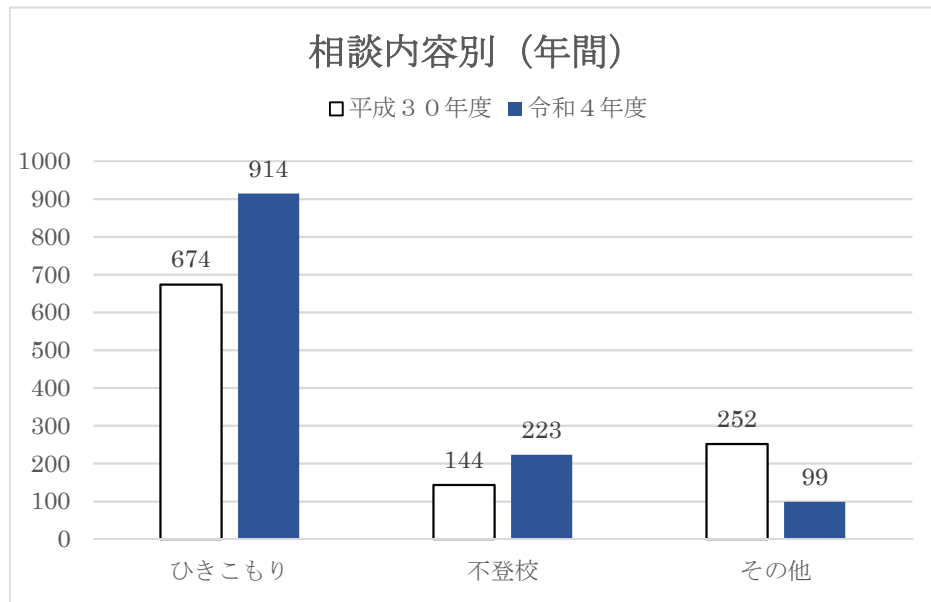
令和４年度

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
ひきこもり	88	65	88	73	48	56	83	81	94	91	70	77	914
不登校	13	8	25	35	20	26	14	20	15	14	17	16	223
その他	7	10	11	11	19	8	9	4	8	4	5	3	99

平成３０年度

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
ひきこもり	44	49	40	34	60	71	79	58	57	60	77	45	674
不登校	4	9	13	18	10	16	18	26	9	10	7	4	144
その他	22	24	25	26	27	19	18	19	21	24	15	12	252

（単位 回）

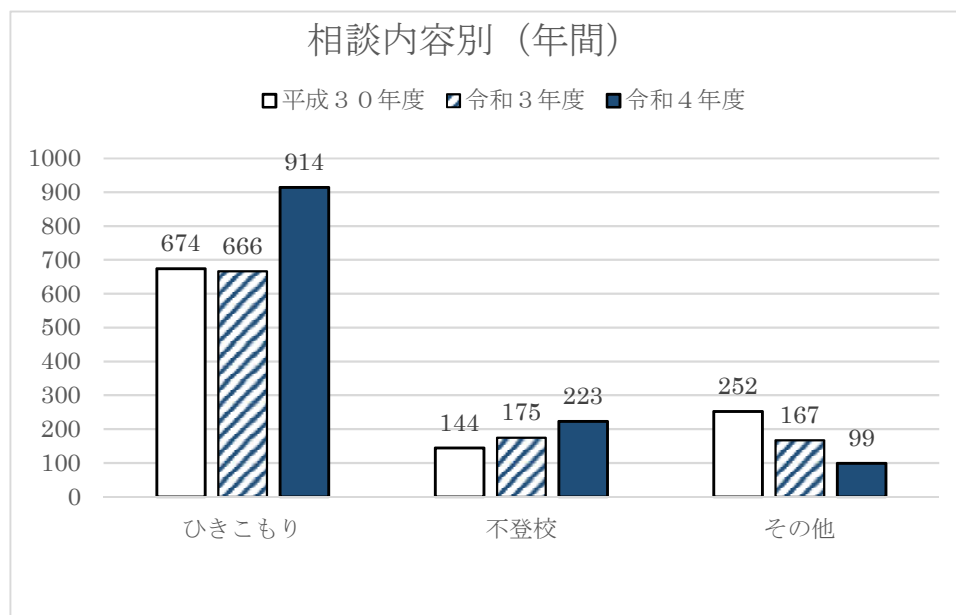


令和４年度は、平成30年度に比べると、不登校の割合が増えています。コロナ禍では、新型コロナウイルス感染症のために登校を回避している場合は不登校にカウントされていません。

令和４年10月に文部科学省から「令和３年度は不登校が初めて20万人を超えた」と発表がありました。

次に、前年度の令和3年度との比較を含めた年度間の推移です。

(単位 回)



令和4年度中は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置はありませんでした。学校や職場がオンラインから少しずつ対面になりました。学校行事でも、3年ぶりにプールの授業が開始され、少しずつ学校園の行事が行われました。大学等でもオンライン授業から、対面授業が増えた年になりました。人々が在宅から屋外に出る機会が増えました。

平成30年度と令和3年度のひきこもり相談の件数は、大きな差はありませんでした。相談実人数も令和3年度と4年度は、大きく変わりませんが、相談回数が増えました。これは、ひきこもり状態が始まり、不安をかかえた方（家族）が繰り返し相談している、と考えます。

5 環境浄化活動

(1) 環境実態調査（毎年 11 月）

書店、コンビニ等訪問調査を行い、県へ報告。

- ・書店（一般書店 6 店舗、コンビニ 21 店舗）
- ・携帯ショップ等（5 店舗）
- ・玩具取扱店（2 店舗）
- ・インターネットカフェ（1 店舗）

合計 35 店舗

※令和 4 年度末現在、市内にレンタルビデオ店、カラオケボックスはありません。

(2) 有害図書回収（白ポスト）

- ・コロナ禍前の平成 30 年度の 37% でした。内訳は、一般図書（683 冊）、有害図書（1,409 冊）有害 DVD（1,730）枚で、図書類は減少しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般図書	2	1	0	8	3	2	3	0	12	0	2	0	33
有害図書	76	115	70	39	58	78	51	21	39	72	36	54	709
有害DVD等	108	46	47	22	9	138	25	62	34	62	32	81	666
合計	186	162	117	69	70	218	79	83	85	134	70	135	1,408

設置箇所 JR 芦屋駅南 / 阪神打出駅北側 / グルメシティ芦屋浜店東側 /
市役所緑地北側 / JR 芦屋駅北（2F） / 阪急芦屋川駅北広場

昨年、他市で「白ポストを廃止」という記事が新聞に掲載されました。有害図書類は、コロナ禍前よりも令和 4 年度の方が減少しています。コロナ禍の緊急事態宣言発令時に一時的に有害 DVD、ビデオが大量に廃棄されていた時期がありました。レンタル店が処分に困り、白ポストに廃棄した、と思われるもの、コロナ禍の「巣ごもり」で片づけをして古い VHS ビデオを処分したと思われるものがありました。現在は、DVD レンタル店が減少し、ネット配信に変わっている過渡期という事情もあります。有害図書が減少しにくいのは、一定層の購入者が白ポストを処分の場としているからではないか、と考えます。

6 芦屋市子ども・若者健全育成事業

(1) 芦屋市青少年問題協議会

芦屋市青少年問題協議会の開催 年 3 回（於）市役所、分庁舎

- 第 1 回 令和 4 年 7 月 21 日開催 (1) コミュニティスクールについて
(2) 外国にルーツをもつ児童生徒への支援について
(3) 進路追跡調査についての報告
- 第 2 回 令和 5 年 1 月 26 日開催 (1) 第 2 期 芦屋市子ども・若者計画
令和 3 年度実績報告について
(2) 第 3 期 芦屋市子ども・若者計画
(令和 7 年度～) について
- 第 3 回 令和 5 年 3 月 17 日開催 (1) 保健センター事業について
(2) 学校教育の現状について
(3) 進路追跡調査についての報告

7 関係機関、団体との協力・連携

(1) 生徒指導連絡協議会 ※1	定例月1回
(2) 芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議	年1~2回
(3) 放課後子どもプラン運営委員会	7月・2月開催
(4) 消費者教育推進地域協議会	4月・10月・1月開催
(5) 芦屋警察署協議会	6月・9月・11月・2月開催
(6) いじめ問題対策連絡協議会	6月開催
(7) 要保護児童対策地域協議会（代表者会議）	6月開催
(8) 芦屋市通学路安全プログラム	6月実施
(9) 芦屋市通学路点検（精道中学校区）	2月実施
(10) 市内各学校園 ※2	随時
(11) 青少年補導センター連絡協議会（兵庫県、近畿地区）	随時
(12) 兵庫県青少年補導委員連合会	随時
(13) 阪神地区青少年補導委員連絡協議会	随時
(14) 兵庫県青少年本部	随時
(15) 阪神南青少年本部（阪神南県民センター）	随時

※1 生徒指導連絡協議会では芦屋市内の小中学校の生徒の様子を聞き、問題がある場合は関係機関と連携し対処します。また、育成愛護委員がパトロール中に発見した身近な課題を班集会で話し合い、課題の解決に向け地域と連携をとりながら市の担当部署に働きかけています。このように関係機関と連携し、教育現場の状況を適宜把握し、地域の見守り活動を通じて市内で起こっている問題の早期発見に努めています。

※2 他にも育成愛護委員が市内の幼稚園や保育所、認定こども園を訪問し、愛護活動についての周知を行っています。

令和4年度芦屋市青少年育成街頭巡視活動班別集計表

各班街頭巡視回数(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
精道班	9	6	13	13	4	6	7	7	4	5	7	8	89
宮川班	6	6	6	12	4	8	4	5	5	6	6	8	76
山手班	12	8	13	17	4	12	13	21	15	13	12	12	152
岩園班	3	3	3	2	3	4	6	6	8	5	7	8	58
朝日ヶ丘班	5	5	8	3	4	5	7	5	6	5	5	5	63
潮見班	6	3	9	5	7	5	8	7	10	6	8	8	82
打出浜班	6	7	6	7	5	6	7	6	7	6	5	6	74
浜風班	6	3	6	6	2	5	5	6	4	4	4	3	54
合計	53	41	64	65	33	51	57	63	59	50	54	58	648

班集会延集計数(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
精道班	14	19	23	19	7	13	13	15	17	14	14	13	181
宮川班	16	15	17	18	17	17	17	19	20	16	17	17	206
山手班	16	14	20	20	11	18	17	17	18	11	17	16	195
岩園班	9	18	16	15	12	16	17	12	15	13	13	14	170
朝日ヶ丘班	11	12	12	11	10	11	13	14	11	13	10	13	141
潮見班	20	17	27	21	14	17	16	16	13	13	22	14	210
打出浜班	11	11	12	16	7	15	15	12	11	13	10	11	144
浜風班	9	5	8	8	8	4	8	8	7	8	10	9	92
合計	106	111	135	128	86	111	116	113	112	101	113	107	1,339

班集会及び街頭巡視活動延集計数(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
精道班	60	40	73	63	16	29	46	38	32	31	32	33	493
宮川班	39	37	59	80	33	58	37	40	46	42	39	44	554
山手班	69	41	91	76	23	64	65	97	57	55	55	67	760
岩園班	18	27	40	23	20	31	45	29	39	28	31	35	366
朝日ヶ丘班	27	26	45	23	24	31	37	30	29	35	27	31	365
潮見班	47	24	84	43	35	30	45	32	55	35	40	50	520
打出浜班	47	49	51	56	28	41	48	41	38	31	31	34	495
浜風班	26	15	30	26	12	24	23	24	18	22	21	18	259
合計	333	259	473	390	191	308	346	331	314	279	276	312	3,812

班集会の実施記録 (令和元年度～4年度)

令和元年度	11回実施	1回中止 (3月)
令和2年度	5回実施	7回中止 (4～8、2、3月)
令和3年度	7回実施	5回中止 (5、6、9、2、3月)
令和4年度	12回実施	

参 考 资 料

芦屋市青少年育成愛護委員活動の手引き

I 令和4年度 青少年育成愛護委員会 役員名簿

(令和4年6月1日現在)

会 長 (1名)	入江 祝 栄	山 手 班
副会長 (2名)	金本 ひとみ 中村 紀子	潮 見 班 岩 園 班
会計 (1名)	奥田 瑞 枝	宮 川 班
監査 (1名)	池内 くみ	精 道 班
班 長 (8名)		精 道 班 宮 川 班 山 手 班 岩 園 班 朝日ヶ丘班 潮 見 班 打出浜班 浜 風 班

II 青少年育成愛護委員会

1 青少年育成愛護委員とは

○青少年育成愛護委員

小学校区ごとに班を編成し、市内で8つの班が地域の見守りや健全育成活動、環境浄化活動、安全見守り活動、非行防止活動などの青少年健全育成活動を行っています。

子ども達が地域で育っていく中で、親や先生では果たせない役割を果たします。

子ども達にとって、親や学校の先生と違った存在です。

委員の皆さんは、居住する小学校区ごとに班を作り班単位で活動を行います。

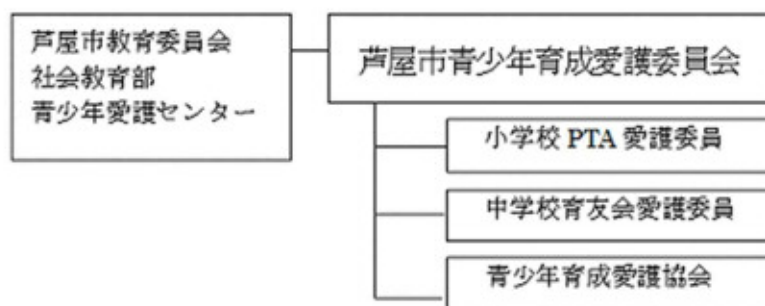
○構成

「市内の各小中学校のPTA等が選出し学校長の推薦を得た者」及び「芦屋市青少年育成愛護協会員で会長の推薦を得た者」を教育委員会が委嘱しています。

青少年育成愛護委員で組織された団体が「青少年育成愛護委員会」となります。

○任期

6月1日から翌年5月31日までの1年間ですが、再任することもできます。



街頭巡視活動を支えるために、市より事業委託料（街頭巡視や愛護活動をする必要経費、通信連絡費、会議費等）が支払われています。

2 愛護委員としての心得

「愛護」は民間のボランティアです。

青少年の不良化・犯罪が起こらないよう早期発見、指導を行います。

愛護委員としての心得 11 カ条

- 1 使命感に徹する。
- 2 謙虚な気持ちを忘れず、高い良識を持つ。
- 3 愛情、忍耐を持つ。
- 4 子ども達を傷つけないように、言動を慎むこと。
- 5 尊敬・信頼を持たれる。
- 6 偏見を持たずに公正な立場に立つ。
- 7 青少年の人格を尊重する。
- 8 青少年の特性を理解する。
- 9 秘密の保持（守秘義務）。
- 10 親しみを持たれること。
- 11 警察、学校、PTA など関係機関との連携を持つ。

Ⅲ 具体的な活動として

1 街頭巡視について

地域の子ども達の様子を見守るとともに、子ども達のためによりよい環境整備、浄化に努めます。

○日時、集合場所、巡回するコース等については、校区毎の班集会で決めます。

○回数は月 2 回程度の参加をお願いしていますが、各個人の都合に合わせてください。

○内容として、朝のあいさつ運動、登校見守り、下校見守り、昼のパトロール（通学路や公園などの点検）、夜のパトロールなどがあります。

○校区内全域がパトロール対象で、各学校の登下校見守りはその一部です。

○三市（西宮・尼崎・芦屋）合同パトロールがあり、芦屋市青少年育成愛護委員として広域補導活動に参加しています。※本年度はコロナウイルス感染症予防のため、中止となりました。

2 班集會について

愛護活動全般についてお互いの情報を報告し問題点を検討、そして改善につなげます。子育ての情報共有と意見交換をする場です。

小学校区ごと、精道・宮川・山手・岩園・朝日ヶ丘・潮見・打出浜・浜風の 8 班にわかれて班集會を持ちます。

班集會で出た報告・意見等をもとに、班長が役員会に出席して他の班との意見交換をします。役員会の内容は、次の月の班集會で班長が報告します。

○月に 1 回、班ごとに開催

○日時は定例票に基づいて役員会（毎月 第 4 月曜日）までに開催

○場所は学校や青少年センター等を使用

○出欠の確認 ○役員会の報告 ○活動報告 ○情報や意見の交換

○青少年愛護センターからの連絡 ○その月のパトロール日程

○青少年愛護センター職員（場合によって学校職員の参加も）が出席し、連絡や情報伝達等を行います。

3 班役員について（例として）

- 班長の仕事 ……班運営のための立案（班集会や街頭巡視計画の日程）
活動報告書の集約（報告書については別途説明）
役員会への出席（月1回）
班員への連絡
- 副班長の仕事……班長の補佐
班集会の準備（会場確保）
- 司会 ……班集会の進行・まとめ役
- 記録 ……班集会の記録
- その他 ……班によって会場係などの係があります。

4 研修会について

例年は、子ども達の状況把握をするために、講演会、研修会、施設見学等を行なっていました。

5 子育てに関する機関・団体との連絡・協調

愛護協会・芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議・民生児童委員協議会・保護司会の開催する研修会や行事等に参加し研さんを深めます。

IV 愛護委員活動の留意点としては

- 1 子どもたちの人権を尊重し、守りましょう。
- 2 地域の子どもたちは「みんなわが子」として、子どもたちの成長を見守りながら、信頼関係を持って、温かい眼差しで接しましょう。
- 3 勇気を持って愛のひと声をお願いします。そして、よき聞き手になりましょう。
わが子なら…危険だと思われること。許せない、このままにはできないと思われること等、温かい声掛けをしましょう。
- 4 非行の摘発ではなく、青少年の愛護・健全育成が目的です。
- 5 必要により関係機関にも連絡をし、効果的な対応を取りましょう。青少年愛護センターにも連絡をお願いします。

声掛けの際の注意点

- まずは、あいさつから。
- 必ず複数で声をかける。
- 子ども達が座っていたら、座り、子どもの目線に合わせる。
- タバコに関しては、体に良くないことを伝え、「ちょっとずつ止めよう」「取りあえず今日は止めよう」など、タバコの害について声をかける。
- 暴力を受ける可能性があるので、無理に指導しない。
- 本当は、さみしがりの子どもが多いので、世間話から始めるのも良い。
- 相手が集団でたむろしているような場合、こちらが1人の時は声をかけない。
- 今度会った時に声かけしていいかな？と尋ねる。

V ボランティア災害保険について

愛護委員の方々が愛護委員として活動中、万が一のけがに備えるために、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（掛け金 500 円）に全員加入しています。

事故が起きた場合には、青少年愛護センターにご連絡ください。

巡視活動や研修会等で市内または他市に出かけた場合の怪我や災害等、愛護委員として活動された場合が対象です。

VI 関係機関との連絡

巡回途中で不審者を発見した場合や、青少年がたむろして不穏な雰囲気にある場合、また公園の施設・植栽等に不備がある場合、道路上の危険物、放置自転車や単車・自動車の発見などの場合、芦屋市愛護委員の名称で、下記の諸機関に連絡して下さい。

- 芦屋警察署生活安全課 23-0110
- 都市建設部道路・公園課 38-2062
- 都市建設部街路樹課 38-2470
- 街路樹管理センター 38-2725
- 市民生活部環境課 38-2051
- 上下水道部下水道課 38-2064
- 青少年愛護センター 31-8229

VII その他（各報告書について）

- 1 白色用紙（様式1）—街頭活動実績表（出席表）
班集会に出席した本人が○を記載します。
- 2 白色用紙（様式2）—愛護活動予定表
その月のパトロール計画を記載。（個人の記録用紙）
- 3 若草色用紙（様式3）—愛護活動記録表
参加者名とパトロールした際の様子を記録して、愛護センターに記録者が提出。

芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例

昭和 49 年 3 月 30 日
条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、芦屋市立青少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の設置および管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 青少年の育成愛護および非行防止の実践活動を推進し、青少年の健全育成を図るため愛護センターを設置する。

2 愛護センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
芦屋市立青少年愛護センター	芦屋市川西町 15 番 3 号

(事業)

第 3 条 愛護センターは、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 青少年の愛護および相談に関すること。
- (2) 関係諸機関および団体との連絡および協力に関すること。
- (3) 青少年問題についての調査研究に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(委任)

第 4 条 愛護センターの管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
(芦屋市立少年補導所設置および管理に関する条例の廃止)
- 2 芦屋市立少年補導所設置および管理に関する条例（昭和 39 年芦屋市条例第 31 号）は、廃止する。

芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則

平成23年2月7日
教育委員会規則第2号

改正 平成27年4月1日教委規則第8号

芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例施行規則（昭和49年芦屋市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 芦屋市立青少年愛護センターの運営を効果的に行うため、芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運営連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 青少年愛護センターの事業に関すること。
- (2) 青少年問題の解決に係る支援に関すること。
- (3) 関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の育成愛護及び非行防止に関すること。

（組織）

第3条 運営連絡会は、委員12人以内で組織する。

2 運営連絡会の委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 芦屋市保護司会及び芦屋市民生児童委員協議会の代表
- (2) 芦屋警察署生活安全課長
- (3) 芦屋市こども・健康部長
- (4) 芦屋市教育委員会学校教育部長
- (5) 芦屋市立の幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長の代表
- (6) 芦屋市立保育所の保育指導を担当する者
- (7) 芦屋市青少年育成愛護委員会の代表
- (8) その他関係機関の職員又は学識経験者

（平27教委規則8・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 運営連絡会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長の指名により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営連絡会は、教育長が招集する。

2 運営連絡会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

3 運営連絡会において、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(処務)

第7条 この運営連絡会の処務は、青少年の育成愛護及び非行防止を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

芦屋市青少年育成愛護委員規則

昭和49年4月17日

教育委員会規則第4号

改正 平成23年2月7日教委規則第4号

平成29年5月12日教委規則第3号

(目的及び設置)

第1条 この規則は、本市青少年の非行を防止し、健全育成をはかるとともに、育成愛護活動を推進するため、芦屋市青少年育成愛護委員（以下「愛護委員」という。）を置く。

(平23教委規則4・一部改正)

(委員)

第2条 愛護委員は、市内学校のPTA等が選出し、学校長の推薦を得た者及び芦屋市青少年育成愛護協会会長の推薦を得た者をもって充てる。

(平23教委規則4・全改、平29教委規則3・一部改正)

(職務)

第3条 愛護委員は第1条の目的を達成するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地域の環境浄化に関すること。
- (2) 街頭巡回等により地域青少年の指導に関すること。
- (3) その他青少年の育成愛護に必要な業務に関すること。

(平23教委規則4・一部改正)

(委嘱)

第4条 愛護委員は教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 愛護委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(平23教委規則4・一部改正)

(服務)

第6条 愛護委員は相互に密接に連絡をとり、協力しなければならない。

2 愛護委員は、芦屋市青少年育成愛護委員証を携帯しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年2月7日教委規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月12日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

芦屋市青少年育成愛護委員会会則

(名称)

第1条 本会は芦屋市青少年育成愛護委員会と称し、事務局は芦屋市立青少年愛護センターに置く。

(組織)

第2条 本会は芦屋市青少年育成愛護委員（以下「愛護委員」という）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は委員相互の連絡、連携をはかり、愛護委員規則に基づき積極的な愛護活動を推進する。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 街頭巡回の計画、実施に関する事。
- (2) 委員研修に関する事。
- (3) 委員並びに班（各小学校区毎に編成）相互間における連絡・調整に関する事。
- (4) 広報啓発活動に関する事。
- (5) 地域の環境浄化・整備に関する事。
- (6) その他、目的達成に必要と認められること。

(会議)

第5条

- (1) 会議は総会、役員会、班集会とする。
- (2) 総会は年1回開催し、会長が召集する。但し、役員会において必要と認めるときは随時開催することができ、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。
- (3) 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、班長で構成し、日常業務を企画推進するため、必要により会長が召集する。
- (4) 班集会は班長が召集し、月1回以上開催し、本会の事業について企画立案を行ない、その遂行にあたる。

(総会付議事項)

第6条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員改選に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名
- (5) 班長 (若干名)

(役員の仕事)

第8条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計を処理する。
- (4) 監査は本会の会計を監査する。
- (5) 班長は班を代表し、班集会を召集して本会の事業を推進するとともに、本会の運営に参画する。

(役員を選出)

第9条

- (1) 本会の会長、副会長、会計、監査は役員会の推薦を経て、総会において選出する。
- (2) 班長は各小学校区毎に設けられた班において、班員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は愛護委員の仕事と同一とし、再任は妨げない。補欠委員の仕事は前任者の残任期間とする。

第11条

- (1) 本会の経費は市からの委託料及び雑収入をもって充てる。
- (2) 本会の会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第12条 会則を改正する場合は役員会を経て、総会で承認を得る。但し緊急の場合は役員会で別途協議する。

付 則

- この会則は、平成3年7月1日から施行する。
- この会則は、平成18年6月1日から施行する。
- この会則は、令和3年6月3日から施行する。

【名 称】 芦屋市立青少年愛護センター

【所在地】 〒659-0072 芦屋市川西町15番3号

芦屋市立体育館・青少年センター3階

【連絡先】 TEL 0797-31-8229

FAX 0797-31-8231

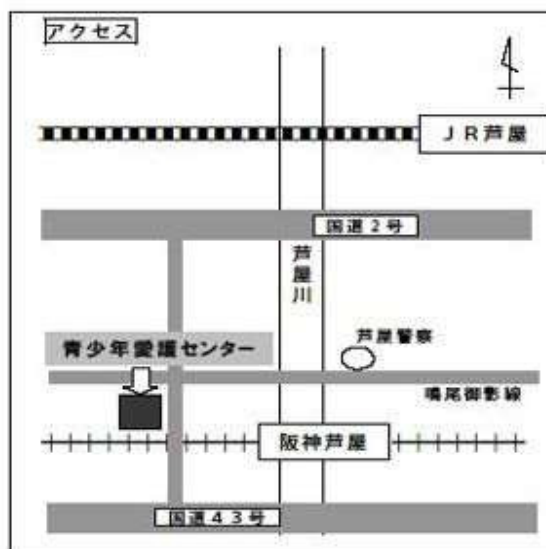
Email aigo_c@city.ashiya.lg.jp



【アクセス】

阪神芦屋駅西改札口より
北西へ徒歩3分

JR芦屋駅より南西へ
徒歩15分



「芦屋の愛護活動」 令和5年7月発行

発行者：芦屋市立青少年愛護センター

芦屋市川西町15番3号

TEL 0797-31-8229

FAX 0797-31-8231

印刷・製本：芦屋市役所総務部総務室総務課